

スマートフォン等情報端末のルール

岩手県立宮古水産高等学校

平成 年 月 日

スマートフォン等情報端末校内持込許可願

岩手県立宮古水産高等学校 様

年 科 番

生徒氏名 _____ ㊞

保護者名 _____ ㊞

朝の SHR までに電源を切り、カバン又はロッカーに入れて、帰りの SHR 終了まで出さない。

【規定】

- 1 「スマートフォン等情報端末校内持込許可願」
スマートフォン等情報端末校内持込許可願に書かれた内容をよく読んで、保護者連名で、担任を通じて生徒指導課に提出する。
- 2 朝の SHR ~ 帰りの SHR までに使用または身につけていた場合
 - (1) 発見した先生がその場で預かります。
 - (2) 放課後まで預かり、放課後に担任から返却。
- 3 預かり回数が多い生徒への指導
 - (1) 4回目：担任からの報告を受け、生徒指導課で指導します。
 - (2) 5回目：保護者に学校に来ていただきます。
生徒、保護者に対して、使用について指導を行い、保護者に返却します。
 - (3) 6回目：再び保護者に学校に来ていただきます。
副校長、生徒指導課より、生徒、保護者に対して指導し、以後「校内への持ち込み禁止」とします。

(付則 この規定は、平成30年4月1日から施行する。)

以下のルールを遵守するので、スマートフォン等情報端末を校内に持ち込むことを許可下さるよう、お願いします。

なお、ルールを守れない場合は、保護者の責任において学校に持ち込ませません。

1 スマートフォン等情報端末のルール

朝の SHR までに電源を切り、カバン又はロッカーに入れて、帰りの SHR 終了まで出さない。

2 許可条件

- (1) 上記ルールを遵守する。
- (2) ルールに違反した場合は、学校の指導に従う
- (3) 保護者は生徒のスマートフォン等情報端末の使用について料金体系やフィルタリング等について、適正に管理するとともに、その全責任を負う。